

事業者の皆さまへの協力要請

1月16日(土)～2月15日(月) (1カ月間)

対象施設

- 札幌市内の接待を伴う飲食店
(風営法第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗)
- すすきの地区の飲食店、カラオケ店、料理店等
※すすきの地区：南3条～南8条、西2丁目～西6丁目の区域
ただし、狸小路は、西1丁目～西7丁目までの狸小路に面している店舗

要請内容

- 営業時間の短縮
⇒営業時間は「午前5時から午後10時まで」
- 「業種別ガイドライン」と「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底